会報

社労士ふくしま

（写真提供：新地町観光協会）

NO.107
2017／February

■ 新年のごあいさつ
■ 震災・原発事故から６年を迎えるにあたって

福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は，品位を保持し，常に人格の陶冶にはげみ，旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い，もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1．品位の保持

社会保険労務士は，品位を保持し，信用を重んじ，中立公正を旨とし，良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2．知識の涵養

社会保険労務士は，公共的使命と職責の重要性を自覚し，常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3．信頼の高揚

社会保険労務士は，義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し，依頼者の信頼に応えなければならない。

4．相互の信義

社会保険労務士は，相互にその立場を尊重し，積極的に知識，技能，情報の交流を図り，いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5．守秘の義務

社会保険労務士は，職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

＊＊＊　CONTENTS　＊＊＊

会長あいさつ……3
新年あいさつ……4
研修会……8
高校生支援セミナー……12
リレー随想……14
情報・一番……16
・震災・原発事故から6年を迎えるにあたって
新入会員紹介……20
支部だより……21
会員異動状況……25
電子化推進フェア協賛……27
編集後記……28

表紙説明

「鹿狼山からの初日の出」

新地町のシンボルである鹿狼山（かろうさん）に元旦登山をし、約3,500人で初日の出を拝みました。山頂より雲に隠れながら見える初日の出の様子です。

年頭のごあいさつ
“社労士への期待”

福島県社会保険労務士会
会長　金子昌明

年が改まり年頭に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成28年度も第４半期となり、今年度の事業につきましては事業計画に基づき、担当理事、常設委員会、特別委員会を中心に会員皆さまのご協力を得て、鋭意推進しているところでございます。

その中で東日本大震災復興支援事業につきましては、３月９日に復興支援講演会を南相馬市で開催致します。大震災の翌年に福島で除染を実践する科学者として、ご講演いただきました東大の児玉龍彦教授をお呼びして、現在の福島県の環境回復迅速化のためと題し「放射性廃棄物のリサイクル化が可能になった」ことについてご講演いただきます。

また、もう１コマとして、経営の正念場を迎えようとしている福島の事業者へ、今こそ創造的復興をと題して、新たな思考を産業振興の中に取りこんでいく手法を、過去の阪神淡路大震災や福島県の産業構造の特質等を通してご講演いただきます。

日本史上最大規模の災害と言われる東日本大震災は時が経てば、国民の記憶から徐々に風化されてくることは否めませんが、福島県の復興・再生につきましては、原発災害からの復興という大きな命題があり、第一原発の廃炉という先の見えない課題は福島県民に重くのしかかっていることは事実です。

専門士業の復興支援活動は震災後、６年を経過するなかで縮小或いは消滅されてはきましたが、社会保障分野を支える福島県の社労士会としては、どんな形であれ、支援活動を続ける姿勢を世に示していくことは必要であると考えています。

昨年の３月に郡山市との間で「災害時における労働・年金相談に関する協定」を締結し、その後、福島県、福島市、会津若松市と締結、まもなく、白河市、いわき市とも災害協定を締結する運びとなっていますが、これらはこれまでの支援活動の教訓を生かし、いつ起きるかわからない大規模災害に備え、体制を整備し、実際の支援活動を有効に、迅速かつ効率的に行うためのもので自治体側も大いに期待しているところです。

昭和43年12月２日に社労士法が施行されて以来、労働社会保険関係法規及び中小企業の労務管理業務の専門家として国民及び事業主等の理解、認知が徐々に進むなか、平成19年に約5,000万件に及ぶ社会保険庁の年金記録における不備が明るみに出た際、全国の社労士が無料で相談に対応したことが契機となり、社労士の認知度は飛躍的に上昇してきました。

その後、現在に至るまで労働及び社会保険の円滑な実施に寄与し、中小企業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することにある社労士の業務について、信頼を向上させてきました。労務事務のIT化が進み、社労士の手続業務は衰退するのではないかと危惧する向きもありますが、１号、２号業務は奥が深く、これを適正かつ適確に遂行する事務はITにも限界があり、人事労務管理業務の３号業務につなげて

いくことで社労士への信頼はさらに向上していくと考えます。

一昨年来、メディアによる不適切な情報発信に対して、苦情もしくは職業倫理に照らして問題ありという指摘が増加していますが、その中の１件が重大な社労士法違反として厚生労働大臣による懲戒処分が行われました。

またメディアによる情報発信のみならず、社労士の日常業務に対する苦情も年々増えており、苦情の内容で最も多いのが契約・手続きの不履行・遅延で、その次が品位・倫理の欠如となっています。

これは、国家資格を有する労働・年金・労務管理の専門家として社労士への理解、認知度が上がってきたことで、社労士への期待が大きくなってきたことへの裏返しと考えられます。社会的に信用された社労士に依頼すれば、職業倫理に基づいて適正、適確に業務を行ってくれるという期待が毀損されたことが苦情となって現れる。小さな苦情も氷山の一角です。

社労士への理解、認知度が上がり、国民、事業主の期待が大きくなってきた今こそ、社労士一人一人が期待に応えるべく、誠実に、正確で公正な業務を遂行しなければなりません。

今、安倍内閣が一億総活躍社会へ向け最重要課題と位置付けるのが「働き方改革」。そのコアとなるのが、同一労働・同一賃金（非正規雇用の待遇改善）、長時間労働の是正、高齢者の就業促進の３点ですが、いずれも社労士が関わるべく課題で、社労士の専門的知見への期待が今後大きくなってくると予測されます。

この社会的期待を一人一人の社労士がしっかりと受けとめ、職業倫理を自覚し期待に応えていけば、来年に控えた制度創設50周年に向けてさらなる飛躍、発展がなされると思うところでございます。

新年のご挨拶

福島労働局
局長　島　浦　幸　夫

明けましておめでとうございます。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日頃より労働行政の推進に多大のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれては、日頃より福島県における企業の労務管理水準の向上にご尽力いただいているほか、最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業、医療労務改善事業など、国が委託する事業の運営についてもご協力を頂戴しており、改めて深く敬意を表する次第です。

さて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、６年が過ぎようとしておりますが、皆様のご尽力により、着実に福島の復興が進んでまいりました。

しかしながら、震災による避難者は、年々減少しているとはいえ、今なお約10万人の方々が避難生活を余儀なくされているなど、復興は途半ばであります

このような県内状況の中、昨年の雇用失業情勢は、改善の動きは緩やかになっているものの、求人数は高水準で推移してきたところです。一方、求職者数は減少傾向にあり、有効求

人倍率も平成26年２月以降1.3倍以上の高い水準が続いております。

また、県内の新規学卒者の就職も順調に推移し、高卒者の内定率は昨年11月末現在で91.4％と、一昨年同様に高い水準にあります。

他方で、県内の人手不足感は強まっております。今後、少子高齢化の進展による生産年齢人口の急速な減少など人口減少問題への対応が急がれます。

福島の復興･再生を持続的に進めるためには、現有人材の維持、これからの人材の確保が極めて重要であり、そのためには、それぞれの企業が「魅力ある職場づくり」（働き方改革）に向けて、継続した取組を行うことが益々重要となってきていると考えており、当局におきましても、最重要の政策課題として推進しているところです。

なかでも、長時間労働の是正・過重労働の撲滅問題は、国を挙げて、社会全体で取り組むべき最重要課題となっております。

当局におきましても、１か月80時間超の残業が疑われる全事業場に対し監督指導を実施するとともに、昨年は、私をはじめとする局幹部が県内企業32社を訪問させていただき、経営トップにお会いし、働き方改革への取り組み強化をお願いいたしました。本年も引き続き訪問させていただきたいと考えています。

また、昨年12月には、労使団体、行政、金融機関など各界の代表が一堂に会して「福島県魅力ある職場づくり推進会議」を開催し、連携して取り組むことを確認（『福島県の魅力ある職場づくりの推進に関する確認事項（2016年）』）したところです。

もう一つの重要な課題といたしまして、県内で廃炉、除染、復旧・復興工事等の復興作業に従事する労働者が安心・安全に働くことができるよう、労働条件の確保や安全・健康の確保対策を推進しております。復興作業に携わるすべての人々のいのちと健康が確保された上で、復興が進んでいかなければなりません。

震災以降に増加していた労働災害は、一昨年に平成23年以来の2,000人を切る被災者数へと減少しましたが、昨年の労働災害は建設業で減少したものの、製造業や運輸交通業・第三次産業で前年より増加し、全産業では横ばいの状況となりました。

労働災害による死亡者数については、皆様のご努力のおかげで、２年連続の減少で推移しているところです。

第12次労働災害防止計画は最終年度を迎えます。同計画の目標は平成24年と比較して平成29年度までに、①死亡者の数を15％以上減少させる、②死傷者数を15％以上減少させるというものです。死亡者数は達成が見込まれるものの、死傷者数については目標達成が厳しい状況にあり、引き続き労働災害防止対策を積極的に推進することとしております。

貴会並びに会員の社会保険労務士の皆様におかれては、日頃の労務管理指導の機会等において、福島の企業がこれらの課題に積極的に取り組まれるよう、引き続きのアドバイスをお願い申し上げます。

福島労働局は、本年も、福島の復興・再生を雇用・労働の面から支え、後押しをすべく、職員が一丸となって全力で効果的な対策を推進してまいります。皆様には、労務管理の専門家としてのお立場から、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、平成29年が皆様にとって幸多い明るい一年となりますこと、並びに貴会の益々ご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

日本年金機構
東北福島年金事務所　所長　**根　本　武　明**

平成29年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日頃から社会保険事業はじめ当機構の円滑な事業運営に、格別なご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は個人情報の流出がございまして、皆様には、厚生年金保険にかかる手続き等におきまして、マイナンバーについては取扱いが延期となるなど、大変、ご不便をおかけいたしました。この間、個人情報の管理体制を構築し、日々の管理点検の徹底を図ってまいりました。29年１月よりマイナンバーの使用に関し政府閣議において承認いただいたところでございます。概ね１年遅れとなりますが、国税・市町村・労働等関係の機関との連携を図って行きますとともに、国民の皆様へのより一層のサービス向上に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、年金制度におきましては、短時間労働者への被用者保険の適用拡大が平成28年10月より実施となりました。対象となります適用事業所にはご案内をさせていただきますとともに、速やかな手続きについて取り組んでいただいたところでございます。さらには、労使合意を前提とした中小企業への適用拡大について、昨年秋の国会におきまして改正法案が成立し、29年４月より施行となります。今後、今回の改正内容について適用事業所等への周知広報に努めることとしております。

また、今年８月から、年金受給資格期間が10年に短縮されます。新たに受給要件が見込まれます対象者は全国で60数万人以上と想定されています。対象者の皆様には確実にお知らせするとともに、２月下旬より年金請求書の事前受付を行うこととしています。福島県社会保険労務士会におきましては年金相談業務におけるご協力の程よろしくお願いいたします。

日本年金機構では、適用、徴収、年金給付、相談等の基幹業務について取り組みを強化しており、特に、厚生年金保険等の未適用事業所の適用促進につきましては、重要課題として取り組んでおります。

つきましては、事業所の適用促進並びに加入手続きなど厚生年金保険等の事業運営につきまして、会員の皆様には、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、本年が、皆様にとりまして実りある年となることをご祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

平成29年　元旦

新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）
支部長　齋　藤　博　典

新年あけましておめでとうございます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆様には、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、幣協会の設立から９年目を迎えましたが、この間、国民の皆さまにとって重要な生活基盤である国民皆保険の一翼を担う被用者保険の最後の受け皿として、確固たる経営基盤を確立するため、この８年間職員一同が努力を重ねてまいりました。

顧みますと、平成28年には、27年度よりスタートした業務･システム刷新の定着化のほか、10月からの新人事制度の本格導入により、協会設立の本来の目的である、保険者機能の強化・発揮に向けた体制の確立に努めてまいりました。

さらに、27年度からスタートしたデータヘルス計画における主要事業である「健康事業所宣言」事業については、昨年12月現在386社で取り組んでいただいております。これらの事業に対する貴会のご協力に感謝を申し上げます。

さて、平成29年は、27年10月に制定された協会けんぽの中期経営計画である「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」において実現すべき目標として掲げられた「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」について、それぞれの目指すべき姿に向けて支部を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

国民医療費が平成25年度に40兆円を超え、社会保障費の抑制が喫緊の課題となっている今、健康寿命の延伸のための保健事業の推進やジェネリック医薬品のさらなる使用促進をはじめとした医療費等の適正化の推進など、私どもに求められている社会的使命は極めて重いものがあると考えております。

また、平成29年１月からマイナンバー（個人番号）の取り扱いが開始され、各種申請書の切り替えを行いますが、円滑な導入が進むよう努力してまいりたいと考えております。

これらの幣協会事業の推進に関しまして、事業主・加入者の皆様の良き相談役であり社会保険実務の専門家である皆様には、是非ともお力添えをいただければと考えておりますので、これまで以上のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の福島県社会保険労務士会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

「平成28年度新入会員研修会」に参加して

軍　司　一　人（郡山支部）

平成28年度新入会員研修会が、９月６日７日の２日間二本松市岳温泉にある「あだたらふれあいセンター」で行われました。受講者は９名と人数的には少々寂しいものでしたが、内容密度は濃いもので参加した感想など述べたいと思います。

受講対象者は、開業登録５年未満の社労士ですが、多くは１年未満の超新米ばかりで、なかには９月１日に開業したばかりの方もおりました。社労士として早期に先輩方に追いつこうという気概と期待、それに本当にやっていけるのか不安が入り混じった雰囲気の中で金子会長はじめ副会長、常任理事、理事や先輩方による研修が行われました。

１日目は、社労士制度の概要や社労士会の権利・義務、WEBを利用した業務、顧問先開拓、事務代理、実務研修と盛りだくさんの内容でしたが、実務上の成功した事例、失敗した事例など織り込んだもので、私にとっては貴重なものとなりました。単なる知識習得ではなく、実務に直結できる内容であり、特に「ホームページ」を利用した事務所認知度アップや各種情報提供などこれから本格的に社労士業を行っていく自分にとっては、大いに参考となる研修で是非とも活用していきたいと思います。１日目最終研修は「グループディスカッション」。参加人員が少ないため、グループ分けせず、全員が机をロの字型に並べ替え日常業務での疑問点や不安点など質疑応答が行われました。経験豊かな先生方への質問や考え方などをお聞きする機会はこれからも多くは無いと思います。大変貴重な時間をいただきました。

１日目終了後は、懇親会。座学研修と異なり、先生方から顧客獲得の成功ポイントや講義では話せなかった失敗談、それに参加者同士の話に夜遅くまで（一部の方は懇親会後の「のど自慢」まで）盛り上がりました。

グループディスカッションの様子

２日目は実務研修と職業倫理それに税金関係の講義です。社労士の職業倫理については、会長の挨拶や研修のなかでその重要性が説明されており、社労士倫理綱領や社労士の義務と責任である「品位の保持」、「知識の滋養」、「信頼の高揚」、「相互の信頼」、「守秘の義務」を全員で唱和し、社労士の使命と責任の重さを再認識しました。

研修で業務知識を得ることができましたが、それ以上に先生方から貴重なお話しや励まし、特に会長から「努力と情熱」を持って社労士業にあたるようアドバイスがありましたし、また参加者との交流、仲間意識の醸成など日常のなかでは経験できないものでした。参加して本当に良かったと思います。

２日間にわたってご指導いただいた金子会長また各講師の先生方には、お忙しい中、親切丁寧な講義で大変有意義な研修を受講させていただき感謝いたしております。今後、社労士として少しでもそして早く社会貢献できるよう、さらには、将来、先生方と同じように後輩社労士に講義で体験談を話すことができるよう切磋琢磨していこうという意識をもつことができた研修でした。

最後に、まだこの新人研修を受講されていない開業登録まもない社労士の方は是非参加してみてはいかがでしょうか。これからの円滑な社労士業務やクライアントの良好な関係構築に必ず役立つと思います。

平成28年第１回研修会に参加して

佐久間　　哲（福島支部）

平成28年第１回研修会に参加して、特に印象的だったのは、金子会長自ら講師としてお話をしていただいた、「職業倫理と不適切な情報発信の防止」であります。資質の向上は自助努力もあるが、やはり研修も大切であることを話しておられました。

講師：金子昌明会長

平成26年において、労働社会保険諸法令に基づく助成金の不正受給を目的とした書類の偽造申請等が過去最高であった平成24年度と同様の11件発生しております。また平成27年度には「社員をうつ病に罹患させる方法」等の内容を公に発信した事案などは、全国のニュースでも報道される結果となりました。

しかし、これらのことは他人事でありません。

顧問先を預かる我々社労士の誰にでも起こりうる事案だと思います。それは、ほとんどの社労士への相談が事業主からのもので、労働者からの相談はまれであるということです。また１事業所を長く顧問をしていると、事業主との飲食、レジャー（ゴルフ、釣り等）、さらに別な顧問先の紹介等などで、人間的なつながりができてきます。そうなると、ともすると事業主の立場で物を考えがちになります。

それが社労士本来の目的とかけ離れたものになり、公正な立場で業務を遂行するのが困難になり、つまり国民とのギャップが大きくなってきます。結局は社労士全体の信用や品位を害することにつながることになります。

現代はネット社会である。誰でも、すばやく情報発信ができる世の中になりました。

我々の社労士業の方々もホームページやブログ等で事務所の宣伝を手軽にすることができるようになりました。ひと昔前までは考えられないことです。

ところが、他事務所と差別化するために、キャッチコピーに工夫を凝らすようになりました。

研修では不適切な情報発信の事例をとりあげていました。近年、インターネット等で散見されるものの一例をそのまま引用して書き終えたいと思います。

「社員をうつ病に罹患させる方法」
「合法的なパワハラの方法」
「労働基準法上必要のない休暇を与えていませんか」
「労働時間はそのままに残業代を大幅削減」
「社会保険料の削減をお教えします」
「○○助成金獲得のノウハウ教えます。成功報酬は支給額の○％で」
「障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法」
「100％会社側」
「労働者の味方」
「行政の指導に対抗できます」　　以上

本当に有意義な研修でした。ありがとうございました。

講師：特定社労士　渋谷康雄氏

地協南部３県研修会（11月８日）を受講して

小　松　朋　恵（いわき支部）

去る平成28年11月８日、ホテル福島グリーンパレスにおいて開催された標記研修会に参加して参りました。

講師は、東京大学大学院法学政治学研究科教授の荒木尚志先生。

「働き方改革時代の労働法の課題」と題した講義は、現政権が正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の処遇格差を是正すべく最重要政策課題として掲げている「同一労働同一賃金」に関する内容で、大変興味深いものでした。

講義では、はじめに内閣府の「一億総活躍国民会議」での議論を経て、平成28年６月２日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の概要について簡単に触れられ、これまで日本ではなじまないとされてきた「同一労働同一賃金」が、急展開で検討されていることに改めて気づかされました。

続いて、東京大学社会科学研究所教授の水町勇一郎先生が「一億総活躍国民会議」にて意見を述べられた「同一労働同一賃金の推進について」の補足説明の後、「同一労働同一賃金原則は存在しない」という従来の典型的な裁判例（パート法第８条、第９条、労契法第20条の規定がない時期の判決）として丸子警報器事件（平成８年長野地裁判決）や日本郵便逓送事件（平成14年大阪地裁判決）を、それとの比較対照（改正パート法や労契法が規定された後の判決）として近時の長澤運輸事件（平成28年５月東京地裁判決並びに原判決取消、原告労働者らの請求が棄却された同年11月の東京高裁判決）に関する解説がなされ、人権に基づく差別禁止規制（均等ルールに従うもの）から不合理な格差禁止規制→合理的理由のない格差禁止（均衡ルールに従うもの）へとアプローチの仕方の変遷過程や「不合理な格差禁止」と「合理的理由のない格差禁止」とでは、その立証責任の所在を明らかにできるかどうかが実際の裁判では大きく影響することなどについて、解り易く丁寧にご教示していただきました。

更に、日本における同一労働同一賃金の導入の可能性についての見解（賃金設計や運用において多様な事情が考慮に入れられている欧州に習えば、日本でも同一労働同一賃金の導入は可能と考えられる旨）についても示され、今後の動向が気になるところです。

講義後半では、日本の労働時間規制改革について、長時間労働の抑制は勿論のこと、多様で柔軟な働き方として主に「高度プロフェッショナル制度」の仕組みに関して説明していただきました。

今回の講義を通じてですが、これまでは理解することは難しいと感じていた「同一労働同一賃金」について、その内容やその実現を図るうえで注意すべき点、欧州等先進国との制度の違いなど、多少なりとも自分なりに整理・理解することができたことは、とても有意義でした。今後もこうした研修会に積極的に参加し、社労士として研鑽を続けていきたいと思います。

東京大学大学院法学政治学研究科教授　荒木尚志氏

倫理研修（平成28年11月18日、郡山ユラックス熱海）を受講して

瀬　田　友　裕（会津支部）

業務委員会により開催されました倫理研修会に出席しました。この研修は、連合会会則第47条２及び本会会則第49条の２による義務研修と位置づけられていまして、私は初めての同研修でしたので「職業倫理」の意義につきまして分からないというのが事前の感想でした。概要は、連合会作成のテキストとDVDを用いながらの職業倫理の解説とグループディスカッションとして事例の討議及びその解説でした。

冒頭、金子昌明会長のご挨拶がありました。この中で、平成27年に発生したある社労士が行ったブログにより行われました「社員をうつ病に罹患させる方法」などの不適切な情報発信は、社労士制度への基盤を根底から揺るがすこととなりますと、一般的な倫理と「職業倫理」とでは概念が異なるものでありますとのお話がありました。

開始前に「社労士倫理綱領」を出席者全員で唱和をしたことが印象的でした。これは、社労士としての行動の指針の原則であるので、適時確認をしたいと思います。

まず、武田昌之業務委員会委員長に「社会保険労務士の職業倫理等の解説」について講義を行っていただきました。内容は、倫理と職業倫理の相違、職業倫理の保持、そのための社労士法などの各種規定の共通認識の考察等でありまして、DVD視聴をした後に解説をしていただきました。

続きまして、グループリーダーに司会を務めていただきまして少人数によるグループディスカッションとして設例問題（２つ）の討議を約１時間行いました。グループは、色々な会員歴の出席者で構成されていましたので、一つの正解を求めるのではなくて多様な意見を出していただくという趣旨にありましたとおり、多様な考え方を知ることができました。設例１つ目は、新入会員が営業での訪問先の企業に既に顧問社労士がいた場合に事業主から契約をしたいと言われた場合に、当新入会員のこの企業への関わり方、また、既にいる顧問社労士へその旨の説明を行うべきかであるかが問いでしたが、説明については行うべき、必要ないとの双方の意見がありました。設例２つ目は、従業員の退職について相談を受けたときの顧問社労士の取った対応が適切であるかが問いでしたが、公正な立場で誠実な業務執行との観点から討議をしました。本事例は、懲戒解雇に当たるとの説明を受けて退職願を提出したけれども、それには該当せず、従業員側からすれば紛争性を生ずることとなるのではないかという考え方がありました。

討議後に、菅野浩司同委員会副委員長に「設例問題の解答解説」の講義を行っていただきました。最初に、各グループから討議での意見を要約したものが発表され当グループでは出なかった意見、違った意見、さらに討議をしていない設例問題の考え方を知ることができました。DVD視聴後の解説において今回発表された意見は、適切なものであるとのご説明がありました。

「職務上請求書」の適切な使用についての再確認がありました。同請求書は、個人情報の取得をするものなので、使用は厳に業務に関係のあることに限定し、細心の注意を図るという点を再認識しました。

今回学んだことは、業務を行う際には振り返りをすることを心掛けたいと思います。合わせて、職業倫理上の疑問が生じたときの解決の基礎としていきたいと思います。

本研修会を開催していただきました武田業務委員会委員長、菅野同委員会副委員長、事務局職員の皆様に感謝申し上げます。

高校生支援セミナー雑感

荒　明　　健（いわき支部）

この原稿の依頼を受けてから、過去の「社労士ふくしま」の「高校生支援セミナー」に関する記事を全部読み返しました。講師の皆様の熱い思いがヒシヒシと伝わってくる文章を拝見して、多くの会員の皆様にご協力を頂いて、続けることができたことに改めて感慨深いものを感じると同時に、第１回目の企画にかかわることができたものの一人として、皆様に感謝したいと思います。

小生に原稿依頼があったことは、過去の歴史も踏まえてと、勝手に自分なりに解釈して、感想を述べさせて頂きます。平成15年から実施しましたので、今年度で震災の影響はあったものの、14年以上も続けることができました。

私も第１回から、毎年講師として参加しておりますが、第１回目の高校生支援セミナーの立ち上げのことは今でも鮮明に覚えています。

当時、理事会で、社会保険労務士の啓蒙の一環として就職を控えた高校生に対して、日ごろの業務の中で、経営者の方と接することが多い社会保険労務士の立場からみた「経営者から求められる社員像」などをテーマとして社労士の業務や役割をPRしてはどうかと意見が出され、広報委員会で、高校生支援セミナーを実施する運びとなりました。

第１回目は、講師を募るのではなく、広報委員全員で講師になろうということで、木村昇広報担当副会長（会津支部）、故笠松健次委員長（郡山支部）、佐野文男副委員長（福島支部）、星規夫委員（郡山支部）、と私の５人の委員で始めました。福島県教育委員会に案内を差し上げたところ、約30校におよぶ募集があり、検討を重ねましたが、熟慮の末、全校は難しいとの結論になり、８校に限定し各委員が自前のテキストを使い、手探りの状態で開始しました。

講話の主な内容は、①社会保険労務士の役割、社会保険制度のあらまし、②社会人としてのマナーと心構え、③その他　等だったと記憶しております。

第２回目からは、社労士個人の研鑽も兼ねて講師を募り、講師に対する講師料も理事会で承認を受け、制度を確立してきました。

また、みんなで持ち寄ったテキストをまとめて共通の基本テキストを作成し、その後連合会でも「働くときの基礎知識」を作成し今に至っています。

第１回目に比べて現在の希望の学校数は減少しております。当時は高校生の就職氷河期で、就職内定率も低かったですが、現在は少子高齢化の影響もあってか高校生の就職内定率は97％を超える状況にあります。当時の状況とは様変わりしておりますが、継続は力なりです。今後も継続して実施していくことをお願い致します。

福島民報　平成25年2月16日掲載

保険、年金知識役立てて

相馬農高3年生　卒業控えセミナー

県社会保険労務士会の高校生支援セミナーは十四日、南相馬市原町区の相馬農高で開かれ、社会人としての心構えを学んだ。

健康保険や年金などの社会保障制度に理解を深め、卒業後の就職先などで役立ててもらおうと県内各地で催している。同校では毎年実施している。今春卒業する三年生約八十人が出席した。

社会保険労務士の荒明健さんが講師を務めた。社会保険などの手続きを行う社会保険労務士の仕事内容を説明し、社会保障制度を紹介。学校生活と社会生活の違いや給料から控除される税金の仕組みなどを解説した。

生徒は卒業後の生活を思いながら、話に聞き入っていた。

社会保障制度などについて理解を深めたセミナー

「高校生支援セミナー」を担当して

髙　井　敏　夫（福島支部）

これから社会に巣立つ若い人たちに、働くことの制度、しくみについて知ってもらうことで自分の仕事に誇りを持ち、いきいきとした人生を歩んでもらいたい。また、そのための機会があれば是非参加したいと思っておりましたので、今回の講師募集に応募いたしました。

今回、私は県立浪江高等学校を担当いたしました。浪江高校は震災後サテライト校として本宮市の本宮高校の敷地内に仮設校舎を建て、授業をおこなってきました。と言うのも、この浪江高校は現在の３年生を最後にこの３月で休校となることが決定しています。現在３年生は男子５名、女子９名の計14名の少所帯。就職者は男子の４名、その他短大への進学が２名、専門学校への進学が８名となっています。後輩もおらず３年間14名で過ごし、お互い家族のような存在になっている反面、外部に対して消極的なところを担任の先生は心配しておられました。

今回のセミナーで私が心掛けたのは、今はまだ中身は分からなくても、この先、実際働いていくなかでいろいろ経験したり、疑問に思ったとき、そういえばあの時そんな制度の話を聞いたなぁ、こんなところへ相談すればいいんだと書いてあったなぁ、と思い出してもらえる内容。文章や言葉だけでなく、出来るだけイラストを多用して興味を引くこと等を心掛け資料作成をおこないました。

使用した資料は、大変良くまとめられている連合会作成の「知っておきたい働くときの基礎知識」と、それを基にプロジェクター（実際はTVを大型にした電子黒板を使用）での説明用に当方で作成したPowerPoint資料を使用しました。特に追加した内容としては、ブラックバイト、メンタルヘルス（特にセルフケアに関するもの）、ワーク・ライフ・バランス、報－連－相、それと厚労省で出している「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Ｑ＆Ａ」の紹介などを追加してみました。

実際このセミナー講師を担当してみて感じたことは、まだ働いた事がない高校生に、どう実感を持たせるか（今回も就職予定者は比較的関心を持って聞いてくれていたようです）、受講する生徒の側は積極的に聞きたい訳ではなく、あくまでも受け身であること等を考えると生徒を引き付ける話術に相当長けてるか、または対話型の講義等の工夫が必要と感じました。このような高校生向けのセミナーの意義、必要性を強く感じるとともに、逆に働く制度や社会保険のことを知らずして社会に出る怖さも感じます。今回の講義がこれから社会に出ていく生徒さん達に少しでも役に立ってくれることを願っています。

浪江高校での授業風景

温泉バンザイ！

竹　俣　志　保（郡山支部）

美味しいご飯を食べることも、日向ぼっこをしている猫と一緒にうたた寝することも幸せですが、それよりもなによりも、温泉が大好きなのです。

そこで、温泉巡りに飽き足らず、以前から興味のあった「温泉ソムリエ」なるものを取得してしまいました。

「温泉ソムリエ」とは、温泉ソムリエ協会が認定する民間の資格です。「ソムリエ」がワインの“知識”とテイスティングなどの“技術”を身につけていることにならい、「温泉」の“知識”と、「正しい入浴方法」という“技術”を身につけようというもの。

原則、温泉ソムリエ協会主催のワンデーセミナー「温泉ソムリエ認定セミナー」や１泊２日の「温泉ソムリエ認定ツアー」に参加することで認定されます（インターネットでの受講もできるようです）。ちなみに試験はありません。

温泉ソムリエ協会の遠間和広さん（ご自身で「家元」と名乗られています）ら講師陣から、温泉分析表の見方や、泉質による適応症等の講義を受けます。誤解していたこととか、知らなかったことも多く、遠間家元の軽妙な語り口とも相まって、あっという間に講義は終了。分厚いテキストには、温泉に関するうんちくが分かりやすく解説されていて、温泉好きな方なら、存分に楽しめること請け合いです。

例えば、温泉とは、「温泉法（昭和23年施行）」という法律によって定められていて、①「温度（温泉源から採取されるときの温度とする。）」が25℃以上であること。または、②「溶存物質の総量」「リチウムイオン」「水素イオン」「よう化物イオン」「メタけい酸」など含有成分に関する19の特定の条件のうち１つ以上規定値に達しているもの。つまり、「温度」か「成分」のどちらかが規定に達しているものが「温泉」で、法律的には冷たくても温泉、成分が含まれていなくても温泉となりうるとか。一般的に考えられている「温泉」のイメージではないですよね。また、温泉にある温泉分析表は、10年に一度更新が必要で、その費用も10万円以上かかるとか。思わず人に言いたくなる雑学が満載です。

最後に「入浴五カ条」を紹介します。マナーを守って、みんなで楽しく温泉を満喫しましょう。

（参考文献）

温泉ソムリエ家元　遠間和広他『温泉ソムリエテキスト』、2016年。

（次回は、福島支部の中島真由美さんにお願いしました。）

温泉ソムリエの入浴五か条

♨その一　入浴前後に1杯の水を飲むべし！（入浴前後に水分補給すべし）

入浴すると発汗により血液粘度が高まり、「ドロドロの血」の状態になります。入浴後だけでなく、入浴前にも水分補給するのがポイントです。

♨その二　入浴前には、足先など心臓の遠くから順に十分な「かけ湯」をすべし！

「かけ湯」は、体の汚れを落としてから入浴するというマナーというだけではありません。温泉の泉質や温度に慣らすためのものです。足先など心臓の遠くから順に十分な「かけ湯」をしていきましょう。

♨その三　頭には濡れたタオルをのせるべし！

立ちくらみは、全身の血の巡りがよくなる分、頭の血流量が減る状態なので、熱いお湯をしみこませたタオルで頭の血管を開きましょう。のぼせは、頭に血がのぼった“オーバーヒート状態”なので、逆に冷たい水をしみこませたタオルをのせましょう。

ただし、実際には「立ちくらみ防止」にはゆっくり浴槽から出ることが大切です。そこで、実践的には…

のぼせやすい「内湯」と「夏の露天風呂」では「冷たいタオル」を頭に、脳の血管が収縮して危険な「冬の露天風呂」は「熱いタオル」を頭にのせましょう。

♨その四　一気に長湯せず、「分割浴」をすべし！

短い入浴と浴槽から出て休憩することを繰り返すのが「分割浴」です。例えば、「３分入浴して休憩、また入浴」を３回繰り返すと９分間入浴することになります。一気に10分間入浴するよりも９分間の「分割浴」の方が湯冷めしにくいのです。

♨その五　疲労回復には、膝下の「温冷交互浴」が有効なり！

膝下にお湯をかけること３分、水をかけること１分、これを３～５回ほど繰り返すと、末梢血管が広がり、乳酸などの疲労物質が排泄されやすくなります。

疲れを回復させる効果は抜群です。なお、心臓に負担をかけないために「膝下」としておりますが、水のみ膝下にし、お湯３分は普通の入浴でもかまいません。

「情報・一番」

震災・原発事故から６年を迎えるにあたって

蓬　田　信　一（相馬支部）

平成28年12月10日、常磐線の不通区間であった相馬駅から浜吉田駅（宮城県）間が５年９ヵ月ぶりに再開通しました。当初の計画では、海側よりも山側に新しい線路を作ると聞いておりました。若干、西側に移動しましたが海側に鉄道が出来ました。同級生が亡くなり遺体で見つかった場所に駅が近かったため、足を運ぶことがありませんでした。この記事を書くために震災後初めて訪れました。

下の写真は、再開通に伴い盛大に式典が行われました新地駅です。式典には安倍総理大臣も出席されました。しかし、震災前の私の知る新地駅とは全く異なる光景でした。

復興後の新しい新地駅

震災時には駅に電車が停車しており、約40人の乗客が乗っていました。ちょうどその電車に乗り合わせていた若き２人の警察官が、津波警報を知り、１キロ離れた高台に避難させ、乗務員と乗客が全員助かりました。その後津波が到来し、駅は全壊、電車はグチャグチャに折れ曲がり、警察官の判断が遅ければ大惨事になっていました。

復興後の駅の周辺には何もなく、閑散としています。今後は、復興が進むことにより周辺にも沢山の施設等が出来る予定です。新地駅は元の場所よりも約300メートル内陸側に移り、５メートルかさ上げされました。

かさ上げされた奥が新地駅

車の大きさと比較するとよく分かりますが、５メートルは結構高いです。この駅を利用することにより仙台まで高速バスで１時間30分かかっていたのが、１時間に短縮されます。仙台の学校に通っている学生も、下宿せずに電車による通学が増える見

込みです。

私の住む相馬市は福島市よりも仙台市に行く方が便利で、中学生にもなると電車に乗って仙台へ遊びに行きます。約１時間、電車に揺られながら、車窓からはのどかな田園地帯が見えました。再開通後の常磐線は津波の影響を考慮し高架線による線路に変わりました。同様の光景が宮城県まで続きます。

再開通後の常磐線の線路

６年近くかかりましたが仙台までの電車による交通が戻りました。南は小高駅で止まっておりますが、2019年度には再開通され、常磐線の全線運転再開になります。また、相馬市から福島市までの相馬福島道路が45キロ区間中、10.7キロの阿武隈東道路が３月に開通となります。カーブが多い峠で、降雪量も多く、毎冬、路面凍結により交通事故が多い区間で、出来るだけ冬には通りたくない国道でした。今後は、相馬福島道路の開通に伴い、福島市までも近くなり、利便性も良くなると期待しております。

これまで、県内・県外の多くの皆様にご支援を頂き、地元復興が進みました。これからは、相双地区に足を運んで頂くのが、一番のご支援です。夏には相馬野馬追もありますので、是非、相双地区へお越しください。

震災・原発事故から6年を迎えるにあたって

村　上　　榮（いわき支部）

あれからもうすぐ６年。

昨年12月13日、元ラジオ福島アナウンサーの大和田新さんの「ふくしまに生きる」講演会に参加したところ大勢の人数が集まると思いきや少数の人数しか集まっていなかったのに衝撃を受け、震災・原発事故は風化したのかと？福島県民の意識は風化しているのではないか。県民一丸の復興とは？を考えています。

いわき市の海水浴場として有名でした薄磯海岸は防災工事で海が見えなかったのですが、現在では防災緑地の予定として工事が進み道路から海が見えるようになりました。薄磯地区はピアノで有名になりました豊間中学校も解体され、震災・津波を語るものがなくなってしまった感じがします。

復興の状況につきましては

いわき市からのお知らせ等で今年の３月

（平成29年）までで、除染を終了。「いわき市における震災復興状況について」は、いわき商工会議所・東日本国際大学共同調査などでも地域経済等の様子は発表されていますが、復興とは「人が戻り普通の生活ができるのが一番ではないのか。」という思いで今後復興を見ていかないといけないという県民も多く、現在の復興は復旧であり復興ではないとし、一番大事なのは「心の復興」ではないのかと考える県民の方々も多いのではないでしょうか。福島県では復興関連死が多くなっていることでもうかがえます。

個人的にも激動の時でした。

３．11当日はラトブ６Ｆにて本間公証人による成年後見の講演会があり超満員の200名を超える方々が参加し照明が落ちスプリンクラーも壊れ床が水浸しになり、死者も出る騒ぎで建物も築２年くらいでしたが安全ではなかった。

先日、社労士会いわき支部での研修会で福島第一原子力発電所へ視察に行った時にその記憶がよみがえってきましたが、１Ｆまで参加者を皆さんで誘導しながら下ろし自宅に向かいましたが、途中で、書店の角忠は崩れ落ち、中野洋品店はゆがむのを見ながら自宅へ。

自宅は大谷石の塀が崩れ落ち道路に散乱し、その片づけに配偶者と追われた。自宅はいわき市で全壊扱いにされ、その後長期間かけ修理して現在に。

早期退職し介護。介護保険前の父を入れますと５人（叔父を含め）を見送った後に介護の中で認知症の方々の困っていたのに気づき社労士の受験を３．11前年の11月から始めその矢先の３．11でしたので、社労士受験・自宅の全壊扱い・修理・合格（平成26年）・開業（平成27年８月）と、めまぐるしい大激動。

３．11の様子をブログに発信した中でもいわき市の自宅に水が出るまで。「３月20日午後に水が出始めました。家族総出で大歓声!!」と。が印象に残ります。

その時からもう６年。

これから地震による復興と同時に原発事故による廃炉までには40年の長きにわたり向き合いながら生活を余儀なくされますので、震災・原発事故による関連死のない「心の復興」へむけ、県民一丸となり解決していかねばならないと。

震災・原発事故から６年を前にして風化させてはならず、「心の復興を願う」を合言葉に復興をめざしたい。

2011. 3. 24　震災後13日目のいわき市薄磯地区

2016. 12. 8　現在の薄磯地区（家々が解体され、防災緑地になる予定）

新入会員紹介

1．氏名　2．住所　3．入会年月日　4．登録区分（開業・勤務等）　5．開業事務所名又は勤務先名
6．関係資格・特技など　7．趣味・スポーツ　8．社労士を目指した理由、抱負など

1．小林祐子（こばやしゆうこ）
2．郡山市鶴見坦三丁目５－８
㈱菅家経営センター内
3．平成28年11月15日
4．勤務
5．瀬尾社会保険労務士事務所
6．DCマイスター、看護師
7．エジプト関連の博物館、美術館に足を運ぶこと
8．平成20年に社労士試験に合格し、昨年11月より、主に障害年金分野で働かせて頂いております。以前、大学病院で看護師をしていた経験も生かしていければと思っております。

社労士としては、まだ何も動けていない状態ですが、少しずつ学んでいきたいと思います。どうぞ、宜しく御指導をお願い致します。

1．山崎正樹（やまざきまさき）
2．いわき市平泉崎字東浦
20番地の７
3．平成28年12月１日
4．開業
5．山崎正樹社会保険労務士事務所
6．行政書士
7．マンガ
8．これまで行政書士事務所で働いてきました。その際、社労士業務に関する依頼に応じられず、もどかしさを感じたことが、社労士を目指した理由です。

はやく経験をつみ、顧客及びその労働者などに資することができる社労士になりたいと思っています。

現在、なにもかも手探りの状況です。ご指導のほどよろしくお願いします。

支　部　だ　よ　り

福島支部

9月9日　市民無料相談会（県北士業協議会）
最終打合せ会（福島グリーンパレス）
菅野支部長、渡邊副支部長出席

10月21日　第2回支部研修会（コラッセふくしま）
出席30名
「社会保険適用拡大の影響、年金一元化への対応等」について
講師　特定社会保険労務士・年金アドバイザー　高田　智子 様
「今後の雇用保険関係法令改正（介護休業給付率引上げ等）、電子申請の利用状況」について
講師　ハローワーク福島　担当者様
「育児・介護休業法の改正（平成29年1月施行）」について
講師　雇用環境・均等室　担当者様

11月5日　市民無料相談会（県北士業協議会）（エスパル福島）
協力会員7名
相談件数3件（年金2件、その他1件）
士業全体の相談件数は98件

11月18日　県北士業協議会報告会・情報交換会（福島テルサ）
菅野浩司支部長、他会員6名出席

12月9日　第3回幹事会（県会会議室）
①当年度予算執行状況確認
②第3回研修会
③今後の日程（総会等）
④県会の報告等
⑤その他

【平成28年度支部活動状況】

社会・労働諸法令に関する唯一の国家資格者として、長期の避難による被災者の皆様の苦悩や困りごとの解決を手助けすることによって、地域の復興と被災者の皆様の生活再建と中小企業の再興を支援し、福島県の再建に寄与する為、法テラス二本松等において、被災者支援の各種相談会を継続実施している。

また、研修会においては、関係官庁からの法改正についての講義はもちろん、労務、年金等幅広いテーマについての講義を実施している。今後は中小企業が直面している人事・労務問題等をテーマにグループ討議も実施予定である。

さらに、県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応も引き続き行っている。

郡山支部

9月5日　第3回業務委員会　出席者：4名

9月14日　第14回五士業合同無料相談会第1回打ち合わせ（三松会館）
出席者：久井支部長事務局渡部

10月13日　第3回支部役員会（労働福祉会館）
参加者：10名

11月4日　第14回五士業合同無料相談会第2回打ち合わせ（ホテルハマツ）
打ち合わせ後、新聞社訪問
出席者：久井支部長

11月13日　第14回五士業合同無料相談会（イトーヨーカドー郡山店5階）
相談員5名派遣
社労士相談案件は1件（年金･雇用保険関係）
※社労士案件以外の方にも社労士制度をPRできる絶好の機会となっていますので、今後もこのような活動を通して引き続き、社会保険労務士制度の啓発・広報活動に力を入れていきたいと思います。

平成29年1月17日　第2回支部研修会

（ビッグアイ郡山）
出席会員数：29名
①「社会保険未加入対策について」
【講　師】：国土交通省東北地方整備局
建設部計画・建設産業課建設専門官
細川　和彦 様
②「成年後見制度について」
【講　師】：福島支部　　中島真由美 会員
③「高齢者・障害者雇用に関する助成金制度について」
【講　師】：独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構　福島支部　　西山　妙子 様

会津支部

9月16日　第3回支部役員会
（ルネッサンス中の島）
出　席8名
9月16日　第1回実務研修会
（ルネッサンス中の島）
出席者16名
・労災保険給付に係る請求知識と書類作成のポイント
講師：吉田　　守 会員
・業務処理における事例の考察（個別労働紛争、定額残業制…等）
講師：渡部　弘志 会員
10月25日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（會津稽古堂）
協力会員2名
相談件数1件（労働相談1件）
10月29日　会津支部「親睦会」
（ボウルサンシャイン会津若松）
出　席7名
11月29日　第2回業務研修会
（会津アピオアピオスペース）
出席者16名
①「会津若松公共職業安定所」
・助成金について
講師：小比田直美 様
・改正雇用保険法と電子申請について
講師：高久　陽子 様
②「日本年金機構　会津若松年金事務所」
・短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
講師：八木　隆太 様
・平成29年1月からの福島事務センター集約について
講師：小川　雄一 様
③「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」
・高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について
講師：井上　　茂 様
12月27日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（會津稽古堂）
協力会員　2名
相談件数　0件

◎支部行事の今後の予定
平成29年1月20日　第2回実務研修会（會津稽古堂）
・障害年金について
講師：真船　　茂 会員
・士業の歴史と展望についての所感
講師：星　　功 会員
2月21日　行政書士・社会保険労務士合同無料相談会（會津稽古堂）
協力会員　2名

いわき支部

久しぶりにレクリエーション行事を企画・実施しました。職員や家族も参加OKということでいわき市内の山間部（小川郷周辺）をハイキングし、バーベキューを楽しみました（日頃鈍った体にはよい運動でした）。案内が急であったためか参加人数は少なかったのですが、会員間の親睦を図るためにはよい企画であったと思っています。次回はもっと多くの会員が参

加できるようにしたいと思います。

10月５日　第３回幹事会
11月６日　支部レクリエーション事業「紅葉狩りとバーベキュー」実施
　参加10名（家族参加含む）

ハイキング後のバーベキューで一杯

11月　　支部会報いわき第５号発行
12月３日　いわき五士業合同無料相談会（ラトブ）相談員７名、相談全22件、うち社労士担当２件
12月９日　第４回幹事会
12月９日　第２回支部研修会
　（いわき市労働福祉会館）　出席22名
　①「業務改善助成金について」
　　講師：福島県最低賃金総合相談支援センター　コーディネーター
　　篠木　健一 会員
　②「高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について」
　　講師：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　福島支部　担当者
　③「職場に求められるハラスメント対策」
　　講師：弁護士法人いわき法律事務所
　　弁護士　菅波　香織 氏

講師：弁護士　菅波　香織 氏

１月５日　いわき商工会議所主催新春市民交歓会に参加（支部長・副支部長）

新春市民交歓会での鏡開き

【今後の予定（平成29年２月～）】
２月17日　第３回支部研修会（いわき産業創造館）改正個人情報保護法等のテーマを予定
４月21日（予定）　平成29年度支部定時総会

【通年開催中】
　いわき市無料年金・労働相談所　毎月第３火曜日（市役所ふるさと再生課）（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

　相馬支部では、相馬市での無料相談会を毎週火曜日に実施しています。相馬市役所新庁舎完成に伴い、10月より木曜日に変更になりました。

無料相談日（予定も含む）

相談月	相　談　日
９月	６日、13日、20日、27日
10月	４日、13日、20日、27日
11月	10日、17日、24日
12月	１日、８日、15日、22日
１月	５日、12日、19日、26日
２月	２日、９日、16日、23日
３月	２日、９日、16日、30日

12月14日　相馬支部研修会（南相馬市市民情報交流センター）

『高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について』

講師：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　高齢・障害者業務課

12月29日　相馬市常設無料相談所の事務打合会

相談員になっている６士業（弁護士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士）が集まり、今後の無料相談会について意見交換を行った。

白河支部

■支部活動

９月２日　白河支部研修（白河市立図書館）

①最近の労働行政について

講師　白河労働基準監督署担当者
阿部　　晃 氏

②高年齢・障害者雇用に関わる各種助成金について他

講師　高齢・障害者雇用支援センター業務課
西山　妙子 氏

③適用・助成金について

講師　白河公共職業安定所管理課
芦澤　浩二 氏

④会員コーナー

- 「月間社労士」のダウンロード、全国社労士連合会総会出席報告（高山副支部長）
- 職業倫理の徹底と不適切な情報発信の防止について（武田支部長）
- 成年後見制度についての報告（真船あい会員）

⑤障害年金・傷病手当金他

講師　白河年金事務所お客様相談室
佐藤　正泰 氏

11月13日　労働問題・年金関係第１回無料相談会（白河市立図書館）

相談２名

- 早出残業について
- その他（年金等の資金運用について）

12月11日　労働問題・年金関係第２回無料相談会（白河市立図書館）

相談２名

- 傷病手当金及び復職について（パニック障害治療中）
- 60歳定年後再雇用、来年退職後の社会保険及び雇用保険の受給について
- パートの社会保険適用拡大について

◇終了後白河支部忘年会（梅寿）出席者　８名

■平成29年活動方針

1．研修会・懇談会等を通じ白河関係行政機関との連携強化
2．各法律改正及びADR並び電子化申請に対応した研修の実施
3．日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて勉強会を実施
4．郡山支部との合併問題について、会員の賛成多数意見を踏まえて引き続き検討

研修風景

12月11日、労働問題・年金関係無料相談会
協力会員の皆様

会員異動状況

（H29. 2. 1現在）

1. 入会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	電話番号 FAX番号	支部 区分	入会月日
河原崎　尚　樹				いわき 勤務	28.10.1
小林　祐子	瀬尾社会保険労務士事務所	郡山市鶴見坦３－５－８ ㈱菅家経営センター内	050-6865-2533 024-933-0378	郡山 勤務	28.11.15
山崎　正　樹	山崎正樹社会保険労務士事務所	いわき市平南白土字八ツ坂132－１ 八ツ坂ビル２階	0246-37-1555 0246-22-8897	いわき 開業	28.12.1
草野　渉	草野労務管理事務所	南相馬市鹿島区山下字中ノ内31－６	0244-47-2730 0244-47-2731	相馬 開業	28.12.1
髙橋　雅　幸	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会	福島市御山字仲ノ町103－６	024-534-1022 024-534-1023	福島 勤務	29.1.15

2. 退会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	区分	退会月日
愛川　利　司	愛川社労士事務所	いわき市四倉町細谷字弁天前16－２	開業	28.9.30
小島　幸　毅	小島弘毅社会保険労務士事務所	会津若松市材木町２－２－44	開業	28.9.30
関口　修	未来工業㈱郡山営業所		勤務	28.10.1 東京会へ
鈴木　昭	鈴木社会保険労務士事務所	いわき市明治団地４－３　富士ビル２F	開業	28.10.15
佐久間　隆　司			その他	28.12.14
山口　悌子	山口社会保険労務士事務所	郡山市富田町字鶴蒔田53-3	開業	28.12.31

3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
五十嵐　留　美	氏名	鈴木留美	28.3.3
鈴山　昌　典	勤務先名称・所在地	社会保険労務士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町103－６ TEL 024-534-1022　FAX 024-534-1023	28.7.15
島貫　千　佳	事務所名称・所在地	島貫社会保険労務士事務所 福島市笹谷字桜水50－２ TEL 024-557-3573	28.9.1
瀬田　友　裕	事務所FAX番号	FAX 0242-73-2272	28.9.14
榎田　哲　士	事務所所在地	会津若松市北青木９－28	28.10.1
菊地　紀　男	事務所所在地	いわき市泉町五丁目８－５－101	28.10.3
小笠原　悟	勤務先名称・TEL	広野IGCCパワー合同会社 TEL 070-3833-2215	28.11.1
斉藤　栄　治	事務所所在地	須賀川市稲荷町98－１	28.11.7

氏　名	変　更　事　項	変　更　内　容	変更月日
宇津木　綾　子	勤務先所在地	須賀川市稲荷町98－1	28.11.7
若　松　由　美	事務所所在地	郡山市堤２丁目233－２　堤二番館２階	28.12.6
坂　本　英　典	開業→勤務		29.1.1
藤　田　　昇	事務所所在地	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野62－９	29.1.7
浅　川　尚　恵	氏名、通称	秋本尚恵（通称：浅川尚恵）	29.1.15

4．会員の現況

	福　島	郡　山	会　津	いわき	相　馬	白　河	合　計
開　業（法人社員含む）	62	87	32	54	14	10	259
勤　務　等	16	18	11	10	0	4	59
計	78	105	43	64	14	14	318
法　人	3	6	0	3	1	1	14

ご結婚おめでとうございます

郡山支部
鈴木　留美　会員（旧姓　五十嵐）
平成28年３月３日

会津支部
秋本　尚恵　会員（旧姓　浅川）
平成29年１月15日

訃　　報

平成28年10月15日　逝去　いわき支部　鈴木　　昭　会員
昭和53年11月４日登録、昭和51年入会

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

お知らせ　全国社会保険労務士会連合会　“社会保険労務士向け”・“関与先企業様向け”
「使用者賠償責任保険制度」のご案内（使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険）

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先（提携募集代理店）：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）公務広域法人部
〒103－0027　東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ﾀﾞｲﾔﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ8F
・電話番号　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-015-466　IP電話からは03-3243-7025（受付：平日９時～17時）
・専用サイト　https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/

TAC　使用者賠償責任保険　で　検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2017年1月作成　16-T21603

電子化推進フェア［2月24日(金) 13：00～ いわき産業創造館］

協　　賛

FUJI xerox

富士ゼロックス福島株式会社　〒963-8004 郡山市中町5-1 日本生命郡山中町ビル3F
TEL.024-927-1011(代)　FAX.024-991-5616

■システムプラザ TEL(024)935-7700　■いわき営業センター TEL(0246)46-2801
■福島営業センター TEL(024)528-0745　■会津営業所 TEL(0242)32-0230
■白河営業所 TEL(0248)22-9073　■原町営業所 TEL(0244)23-3351

Touch On Time

35万人が利用する、シェアNo.1の
クラウド型勤怠管理システム

勤怠管理に特化した充実機能でしっかりサポート

インターネットからのお問い合わせは　http://www.kintaisystem.com/
インターネットからのお問い合せは24時間受け付けておりますが、回答に2営業日程度いただく場合がございます。

Webからのお申込・詳しい資料はこちらから　タッチオンタイム

発行元：株式会社デジジャパン（東京都港区台場2-3-1　トレードピアお台場22F）

顧客管理、電子申請手続き管理で
お悩みではないですか？

kintone　1ユーザー 780円/月
お安く、手軽に解決を！

キントーンとは？

Excelや紙、メールなどで行われているデータ共有や業務上のやりとり、
進捗管理を集約できるデータベースを用途に合わせていくつも作成いただけます。

こんなモヤモヤありませんか？

お悩みその1：手続きがExcelや個人依存になっていて進捗がわからない
お悩みその2：書類の提出や期日の管理がバラバラでタスクの見落としがある
お悩みその3：ファイルが多すぎて、最新のバージョンが探せない

1人で悩まないでください！　kintoneのテンプレートで解決できます！

テンプレート例

電子申請手続き状況　各種申請の進捗をリアルタイム反映
取引先管理　取引先情報を一元管理
商談報告管理　お客様とのやりとりを共有

さらに！

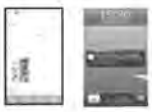

iPadやタブレット端末との相性も抜群！
スマートフォン専用のアプリもご用意しております！

プッシュ通知されるので、
情報がすぐに手に入ります

初期費用無料　利用アプリ数200　ユーザー数 × 5GB の ディスク容量

cybozu　サイボウズ株式会社
〒103-6028 東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー 27階
https://kintone.cybozu.com/jp/

まずはお気軽にお問い合せください！
ソリューション営業部
土業担当
別府 さおり
03-4306-0801

編集後記

昨秋、新潟県三条市において開催された「燕三条工場の祭典」を見学してきた。三条市と燕市は、新潟県のほぼ中心に位置し、作業工具や刃物関連を主体とした金属製品の金物の街である。「金属洋食器」「金属ハウスウェア」製品を主要製品として、国内はもちろん世界に輸出している。この両市は昔からの伝統技術をより研鑽し、かつ他の技術との融合により金属加工基地として発展している。

その中の一企業に小さいながらもキラリと光る「株式会社スノーピーク」という会社があり、本社及び工場も見学できるとのことで、三条市の郊外まで足を延ばしてみた。このスノーピークという会社は山やキャンプをやる人はご存じだと思うが、地場の伝統的な金属加工技術を生かしアウトドア製品の開発・製造・販売を行う従業員約200名ながら、東証１部の上場会社である。スノーピークの本社は、上越新幹線燕三条駅から車で約30分の小高い丘陵地帯にあり、周囲は山ばかりである。本社の他、工場、自社製品ストア、自社キャンプ場を併設している。本社オフィスと工場を見学させていただいたが、本社オフィスでは、同じ席で同じ人と隣り合わせになることを禁止したフリーアドレス制を採っていた。毎日席が違うことから色々な人とコミュニケーションが取れ、新鮮な発想が生まれるそうだ。

また、ランニングマシーン等のトレーニング機器が事務室にあり、所定就業時間中でも30分以内ならトレーニングをしても良いことになっているそうだ。勿論、トレーニングをしたからといって賃金カットなどしない。周辺にはお店やスポーツジムもない場所であるが、若い人が入社したい、定着したいと思うような環境作りをしている。

工場では、発売から20年変わらぬデザインで、最も丈夫であるとキャンパーから支持されている「焚火台」を製造していた。そもそもこの「焚火台」は、1980年半ばから1990年前半にかけて河原でバーベキューや芋煮会が流行した時に、河原で煮炊きのため組み立てた石（かまど）がそこら中に放置され社会問題になり、石組みをしなくても良いように社会的ニーズから世に出た商品である。キャンプ用品の店に行けば置いてあるが、この製品は折りたたんで収納でき、軽くて頑丈だ。しかし、どんな製品であっても時が経つと傷んだり壊れたりする。普通の会社なら新しい物に買い換えて欲しいと思うだろうが、この会社は20年以上経った製品でも責任を持って修理をしてくれる。修理をして長く使ってもらうことをモットーとしている。何十年も使い続けた製品が親から子へ、あるいは別な家族へ受け継がれることにより、素敵なつながり・絆が生まれる。そして、大量生産・大量消費では生まれない「人と道具」が織りなす時間や思い出を大切にしてもらいたいという。

今回の見学では、逆境の中でも知恵と工夫をし、広範囲の視野と感受性で社会的ニーズを把握して、顧客の立場に立ち活動していくことの重要性を改めて感じたちょい悪オヤジであった。

（H．T）

「焚火台」

会報　社労士ふくしま　№107

平成29年２月10日発行

発行所　福島県社会保険労務士会
〒960－8252
福島市御山字三本松19－３
TEL 024－535－4430
FAX 024－534－5432

発行責任者　会長　金子昌明

編集　広報委員会

印刷所　陽光社印刷株式会社

【新しいチャレンジ、さらなる躍進】日本シャルフは、全国の社労士様と共に、常に進化しています！

[社労法務Future]第2弾!!

30th Anniversary

[社労法務Connect]があれば、OBCマイナンバーサービスに
保管されたマイナンバーを自動的に付加した
届出・申請が社労法務システムから行えます！

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.
OMSS マイナンバー収集・保管サービス

社労法務Connectが「OBCマイナンバーサービス」と連動開始決定！[今春予定]

- 「社労法務Connect」は、マイナンバーを管理するマイナンバーBOX（DB）を標準装備しています！
- マイナンバー保管先も、自社内管理・クラウドなど顧問先ごとに選択できる柔軟性のあるシステムです。
- シャルフオリジナルの暗号化システム採用・人数制限もありません！（社労法務システムご利用が必須条件となります）

顧問先
個人通知カード
本人確認書類
●PCより登録
●PCより一括登録
●タブレット スマートフォン 携帯より登録

社労法務マイナンバー connect
API連携
暗号化
マイナンバー 本人確認書類

社労士事務所
社労法務システム
各種 帳票届

API対応[社労法務イージア]「イージア」が、API対応・機能追加により、新しく【社労法務イージア】としてバージョンアップ！

●APIに対応したシステムで、【社労法務イージア】から直接、申請や公文書取得が行え進捗管理ができます。
●データベースの共有化により、複数台のパソコンで同じデータベースを使って作業ができます。
●お使いの給与システムと併用して電子申請がご利用できます。

詳しくは日本シャルフHPへ！

日本シャルフ "The Leader in Business Management!"
●本社／〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30
●システムサポート／〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F
[初期導入サポートダイヤル] Tel.050-6864-6636
spmail@shalf.jp
詳しくはwebサイトで！ http://www.shalf.jp
日本シャルフ 検索
facebookでも情報発信中！ https://www.facebook.com/nihonshalf

https://www.facebook.com/yokosha.printing/

現在の印刷品質に不満がある方
お任せ下さい！
陽光社は自信があります

確かな技術と信頼のサービス

平成28年 ジャグラ作品展　業務用印刷物部門
厚生労働大臣賞受賞

New Quality の世界へ
YOKOSHA
陽光社印刷株式会社

本　社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1−1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420
東京連絡所／TEL03-3352-7873
郡山連絡所／TEL024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp　http://www.yokosha.co.jp

プライバシーマーク 10190130(06)
エコアクション21 認証番号0000015
エコアクション21 福島県認証第1号

社会保険労務士
サポートシステム

PSD社会保険労務士

マイナンバー対応

e-Gov 電子申請 一括申請対応

『マイナンバー管理』・『e-Gov 電子申請』・『大規模 LAN』・『給与ソフト連動』

― 給与ソフトと連動し、申請書をかんたん作成！離職証明書も手早く電子申請可能です ―

＜ご使用の給与ソフト＞

- ○給与奉行
- ○PCA給与
- ○給与大臣
- ○MJSLINK
- ○弥生給与
- ○給与KID
- ○給料王

データ連動

社員マスタ
給与データ
賞与データ

＜PSD 社会保険＞

＜申請書作成＞

e-Gov
＜電子申請＞

＜印字＞

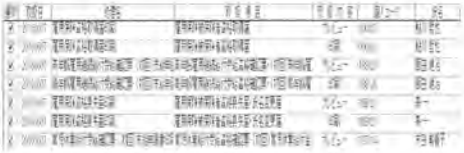

＜個人番号　取扱い記録＞

機能概要
・「社会保険処理」　・「雇用保険処理」・「労災保険処理」
・「労働保険申告処理」・「磁気媒体申請処理」
・「電子申請処理（一括申請）」・「一括有期処理」
・「データ連動処理」

資料請求・お問い合わせはお気軽にどうぞ

http://www.psd-soft.com/sr

Pacific System Development

株式会社パシフィックシステム
〒106-0044　東京都港区東麻布 1-5-8 麻布保坂ビル　TEL03 (5572) 6700　FAX03 (5572) 6701

お陰さまで導入 2000 社労士事務所達成
社労士業務支援システムのスタンダード

「社労夢シリーズ」

① 「ネットde社労夢 Standard Edition」

クラウド型社労士業務支援システムが月額 20,000 円(税別)から。10 のアプリと5つのツールがオールインワン。

nds ネットde社労夢 Standard edition

ネットde社労夢SE 特長

- ■ 全国約2000の社労士事務所でご利用頂くスタンダードシステム
- ■ 社会保険・労働保険申請手続をクラウド型システムで簡単処理
- ■ 利用ライセンス・ヘルプデスク・バージョンアップ含めて月額20,000円(税別)から
- ■ セキュリティの高い国内インターネットデータセンターでデータ管理
- ■ e-Gov API連携電子申請対応&マイナンバー対応

② 「社労夢ハウス」（ネットde社労夢 House Edition）

顧問先企業向けアプリ「ネット de 顧問」を提供し、顧問先企業の新規開拓と関係強化を支援。

社労夢ハウス

社労夢ハウス 特長

■9つの顧問先アプリの提供で顧問先から以下の業務に対応可能

- ●ネットde精算（交通費・経費精算）←平成29年4月リリース予定
- ●ネットde受付　●ネットde就業　●ネットde賃金
- ●ネットde明細　●ネットde台帳　●ネットde規則
- ●ネットdeスケジュール　●総務の玉手箱

- ■ 手続進捗管理で申請手続を一覧化、作業進捗や処理期限をお知らせ
- ■ 事務所専用の多機能ポータルサイト（ホームページ）で事務所のPRが可能

◎ 新規導入個別相談会 随時受付中 ➡ http://www.mks.jp/sodankai/fs2/　ご都合の良い日時を承っております。

東京オフィス
〒105-6015 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 15F
お問合せはこちら ➡ TEL：03-6895-0991

MKS 株式会社 エムケイシステム
http://www.mks.jp/company/

全国社会保険労務士会連合会共済会

報酬口座振替システム

『SUPER かつ・かいしゅう』

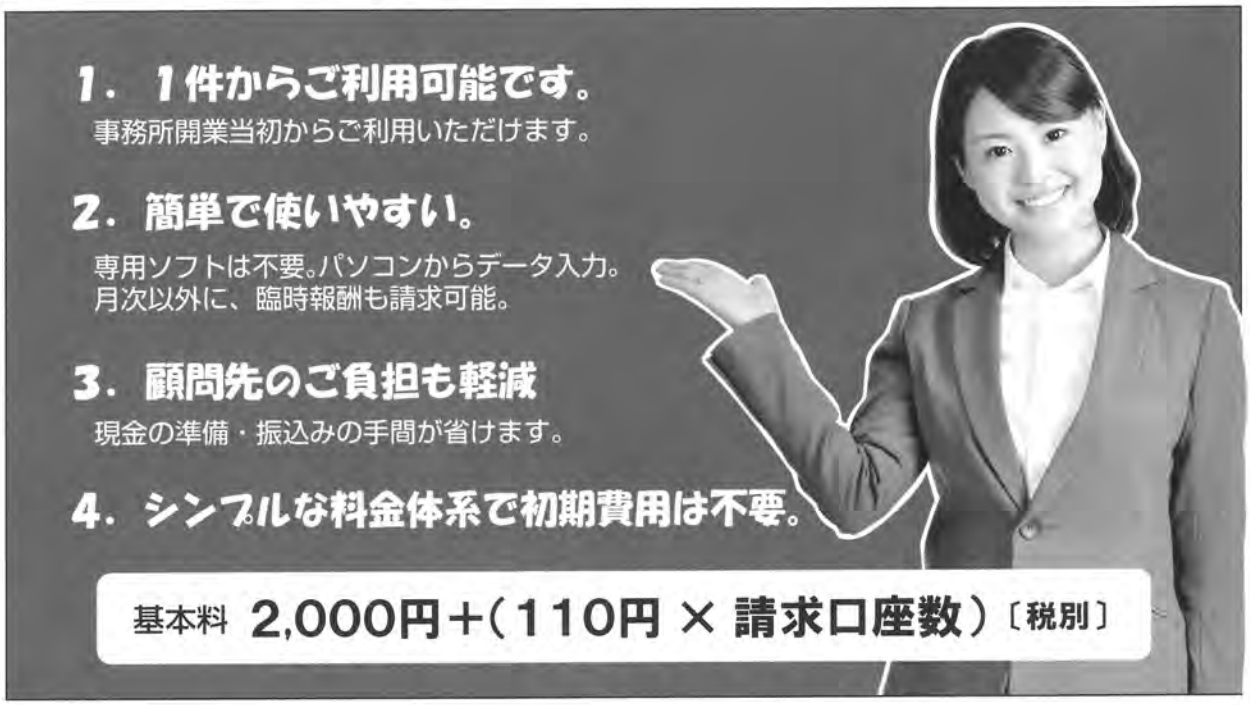

1．1件からご利用可能です。
事務所開業当初からご利用いただけます。

2．簡単で使いやすい。
専用ソフトは不要。パソコンからデータ入力。
月次以外に、臨時報酬も請求可能。

3．顧問先のご負担も軽減
現金の準備・振込みの手間が省けます。

4．シンプルな料金体系で初期費用は不要。

基本料 **2,000円＋（110円 × 請求口座数）**〔税別〕

制度運営者　**全国社会保険労務士会連合会共済会**
〒103-0021　東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号　社会保険労務士会館7階　TEL: 03-6225-4864

お問合せ先（委託会社）
NSSは大同生命の関連会社です。
NSS 日本システム収納株式会社
〒103-0023　東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL: 03-3667-8322
〒564-8523　大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命ビル
TEL: 06-6386-8526

新規お問合せフリーダイヤル
0120-700-676

詳しくはNSSのホームページをご覧ください。
ウェブ　NSS　社会保険労務士　検索　▶　社会保険労務士の皆さま　日本システム収納

資料請求は、**このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。**　平成　年　月　日

日本システム収納株式会社 行（FAX 03-3667-8323 または 06-6385-9080）

事務所名（担当者名）	（担当者：　　）
住所	〒　　－ TEL　　－　　－
E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況のご確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更等が生じた場合にも、準じて取り扱います。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険

加入のご案内

（社会保険労務士賠償責任保険）
この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償**するものです。
さらに、保険会社の同意を得て支出した**争訟費用（弁護士費用など）等も補償**します。

「情報漏えい保険（特約）」は
マイナンバーの漏えいにより生じた損害についても補償いたします。
是非ご加入をご検討ください！

平成28年9月1日現在
全国で**16,224**名の
開業社会保険労務士が加入！
保険に加入したことで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると多くの方からご好評をいただいております。

保険期間は平成28年12月1日午後4時から平成29年12月1日午後4時までの1年間です。
毎月中途加入（毎月10日必着、翌月1日補償開始）も受け付けております。

全国社会保険労務士会連合会

＊この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。
詳細はご加入後に加入者証とともにお送り致します保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問合せ先

●取扱代理店
有限会社 エス・アール・サービス
〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F
TEL 03-6225-4873
http://www.sr-service.jp/

社労士専用ページ	ログインID：2015sr パスワード：4873hoken

●引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）
担当課：広域法人部法人第二課
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

2016年2月作成　15-T04986